

静岡市企業婚活サポーター実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、静岡市（以下「市」という。）が行う「しずおかエンジェルプロジェクト推進事業」の一環として行う静岡市企業婚活サポーターの募集・登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 2 当事業は、結婚の希望を叶える環境整備に向けて、職場のつながりを活かした出会いや交流を応援するとともに、企業・団体がそれぞれの立場から自らの強みを活かし、独身者に出会いの機会を提供し結婚のきっかけづくりを行うことで、地域ぐるみで結婚を応援する機運を高めることを目的とする。

(企業婚活サポーターの募集)

- 3 市は次の企業や団体を募集する。

- (1) 従業員等結婚支援団体
- (2) 出会いの機会提供団体
- (3) 静岡市結婚支援事業協力団体

(企業婚活サポーターの対象者)

- 4 企業婚活サポーターの対象者は次のとおりとする。

- (1) 市内に事務所又は事業所等がある企業・団体・個人事業主等で次の各号に該当しない者は、企業婚活サポーターになることができる。なお、部署、支店等の単位での登録も可とする。

ア 宗教法人（団体）及び政治団体

イ 見合い及び結婚の斡旋等を業務とする企業・団体並びに異性の紹介や出会いの場を提供する企業・団体等（ただし、非営利活動団体を除く）

ウ 公序良俗に反するおそれのある団体

エ その他静岡市が登録に適切でないと認めた企業・団体等

- (2) 静岡市暴力団排除条例に基づき、前項に定める企業・団体・個人事業主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に関わらず、企業婚活サポーターになることができない。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(企業婚活サポーターの登録等)

- 5 企業婚活サポーターの登録等は次のとおりとする。

- (1) 企業婚活サポーターへの登録を希望する企業・団体・個人事業主等は、「静岡市企業婚活サポーター登録申請書（新規）」（様式第1号）に必要事項を記入の上、関係資料を添付して事務局に提出するものとする。
 - (2) 市は、登録申込みの内容を確認し、適当であると認めるときは登録通知書を送付することとする。
 - (3) 市は、必要があると認めるときは、登録申込者が第4項第2号に該当する者であるかについて警察本部に照会することができる。
 - (4) 市は登録を行ったときは、市ホームページに登録申込者の情報を掲載するものとする。
 - (5) 登録及びホームページへの掲載に際し、登録料・手数料等の料金は要しない。
 - (6) 登録の有効期限は、交付した日の属する年度末までとする。ただし、有効期限満了日までに登録辞退の申し入れがない場合は、翌年度末まで自動で登録を継続できるものとする。
 - (7) 登録された者は、企業・団体名、代表者名、連絡先などの登録内容に変更が生じた場合は、市に変更内容を連絡し「静岡市企業婚活サポーター登録申請書（変更）」（様式第1号）を提出しなければならない。
 - (8) 登録された者が、登録を辞退する場合は、速やかに市に連絡し「静岡市企業婚活サポーター辞退届」（様式第2号）を提出しなければならない。
（従業員等結婚支援団体の取組み）
- 6 従業員等結婚支援団体は、従業員等に対して静岡市企業婚活サポーターあることを周知するとともに、従業員等の出会いや交流を応援するため、次の各号の一つ以上に取り組むこととする。
- (1) 事業所、支店等への出会い、結婚、妊娠・出産、子育てに関するチラシ、ポスターの掲示
 - (2) 従業員等に対する県・市町村の出会い応援や婚活・結婚支援事業の周知・情報提供
 - (3) 従業員等に対する定時退社の推進や参加費の補助など婚活セミナー・イベントに参加しやすい職場環境づくり
 - (4) 従業員等に対する交流会、食事会、旅行、体験活動、マナーアップ講座など出会いイベント等の企画・開催
 - (5) 他の企業婚活サポーターとの企業間・異業種間での研修会、交流会などの企画・開催
 - (6) その他、企業・団体等で独自に従業員等の出会いや交流を応援する取組
（出会いの機会提供団体の取組み）
- 7 出会いの機会提供団体は、市及び市との協定事業者等の指導、助言、支援等を受け、出会いのイベントの企画・開催を実施する。
- (1) 企業婚活サポーターは、出会いのイベントの実施に当たり、次のことを遵守しなければならない。
 - ア 出会いのイベントを実施する経費については、市は助成しないため、企業婚活サポーターが負担すること
 - イ 出会いのイベントの実施に際し、参加者から参加料を徴収する場合は、当事業の趣旨を踏まえ、適正な水準の参加料を設定すること
 - ウ 出会いのイベントの内容は、参加者が安心して参加できるものとし、公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと
 - エ 特定の商品の販売、販売の斡旋又は当事業以外の業務への勧誘など、当事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと
 - オ 出会いのイベントを安全に実施するための施設、設備等の環境の確保と会場設営上の必要な配慮や、出会いのイベントの企画実施に当たって必要な周辺環境等への配慮など、事故防止に万全を期すこと
 - カ イベントを開催するにあたっては、関係する法令を遵守すること
 - キ 出会いイベントに関する参加者からの苦情等については、責任と誠意を持って対応すること

- ク イベント参加者がストーカー行為等の犯罪行為、あるいは相手の意思に反して個人情報
を聞き出すなどの行為を行わないよう徹底すること
- ケ アルコールを提供する場合は、事前及び当日に、飲酒運転をしないよう厳重に注意喚
起すること
- (2) 企業婚活サポーターは、出会いのイベントの情報を市のHP等に掲載することができるほ
か、市を通じて企業婚活サポーター及び市民婚活サポーター等にメール等で周知するこ
とができる。
- (3) 市HP及びメール配信等による周知を希望する企業婚活サポーターは、「出会いのイベント
実施計画書」(様式第3号)を市へ提出する。市は、出会いのイベント実施計画書の内容を
事前審査し、適当であると認めるときは出会いのイベント情報の周知を行うものとする。
- (4) 企業婚活サポーターは、出会いのイベント終了後、速やかに「出会いのイベント実施報
告書」(様式第4号)により実施状況を市に報告することとする。
(静岡市結婚支援事業協力団体の取組み)
- 8 静岡市結婚支援事業協力団体は、市が行う結婚支援事業に対し、自らの強みを活かし、人・
物・場所等の提供を行う。
- (1) 出会いの機会創出イベント等への講師派遣や物品・場所の提供
- (2) 各区役所フォトスポットの整備
- (3) 婚活者・カップルを対象とした自社サービスの提供
- (4) その他静岡市の結婚支援事業に資すること
(企業婚活サポーターの情報提供)
- 9 市は、企業婚活サポーターの同意を得て、当該企業婚活サポーターの企業・団体名、代表
者及び担当者氏名等の情報を他の企業婚活サポーターに提供することができる。
(個人情報の適正な取扱い)
- 10 企業婚活サポーターは、当事業の実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保
護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)および静岡市個人情報の保護に関する法律
施行条例(令和5年3月20日条例第9号)に基づき適正に取り扱わなければならない。企業
婚活サポーターでなくなった後においても同様とする。
- (1) 出会いのイベントへの申込者や参加者の個人情報は、企業婚活サポーターの責任の下、
厳重に管理することとし、他の目的に利用してはならない。
- (2) 企業婚活サポーターは、参加者の個人情報の問い合わせには、事前事後を問わず応じな
いこと。
- (3) 企業婚活サポーターは、参加者間の個人情報の交換は、個人間の自己責任において行わ
せること。
(出会いのイベントへの参加の制限)
- 11 企業婚活サポーターは、独身者が出会いイベントへの参加を希望する場合であっても、次
の各号のいずれかに該当する場合は出会いイベントへの参加を制限することができるもの
とする。
- (1) 主催者の指導に従わない場合
- (2) 主催者及び他の参加者に対する迷惑行為が認められる場合
- (3) 本事業の社会的信用を失墜させる行為を行う又はその恐れがあるなど、不適切な行為が
認められる場合
(企業婚活サポーター登録の取消)
- 12 次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局は、企業婚活サポーターの登録を取り消し、
その旨を通知するものとする。
- (1) 本取扱要領に反する行為があったと認められる場合
- (2) 市の指導に従わない、他の企業婚活サポーターに対する迷惑行為、社会的信用を損なう
恐れがあるなど、企業婚活サポーターとして不適切な行為があったと認められる場合
(留意事項)

13 企業婚活サポーターは、次の事柄に留意すること。

- (1) 当該取組を進めるに当たり、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントが発生しないようにすること。
- (2) 結婚の希望を叶える環境整備の取組に当たり、個人の決定に特定の価値観の押し付けやプレッシャーを与えたりすることがないようにすること。

(様式第1号)

静岡県企業婚活サポーター登録申請書（新規・変更）

申込日： 年 月 日

企業・団体・ 個人事業主名		
所在地		〒
業種		
従業員数		名（内訳 男性 名 女性 名）
連絡担当者	部署	
	役職・氏名	（役職） （氏名）
	連絡先	TEL FAX
	E-mail	
URL		
登録種別 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> （1）従業員等結婚支援団体 <input type="checkbox"/> （2）出会いの機会提供団体 <input type="checkbox"/> （3）静岡県結婚支援事業参加団体	
確認事項	<input type="checkbox"/> 宗教法人（団体）又は政治団体ではない <input type="checkbox"/> 見合い及び結婚の斡旋等を業務とする企業・団体並びに異性の紹介や出会いの場を提供する企業・団体ではない（ただし、非営利活動団体を除く） <input type="checkbox"/> 公序良俗に反するおそれのある団体ではない（表1に該当しない） <input type="checkbox"/> 実施要領4（1）及び（2）の各号いずれにも該当しない	
情報提供	他の企業婚活サポーターに対し、企業婚活サポーターの企業・団体名、代表者及び担当者氏名等の情報を提供することに同意する。 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	

<p>(1) 従業員等結婚支援団体 取組内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所、支店等への出会い、結婚、妊娠・出産、子育てに関するチラシ、ポスターの掲示</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員等に対する県・市町村の出会い応援事業や出会いイベントの周知・情報提供</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員等に対する定時退社の推進や参加費の補助など出会いイベントに参加しやすい職場環境づくり</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員等に対する交流会、食事会、旅行、体験活動、マナーアップ講座など出会いイベントの企画・開催</p> <p><input type="checkbox"/> 他の企業婚活サポーターとの企業間・異業種間での交流会、研修会など出会いイベントの企画・開催</p> <p><input type="checkbox"/> その他、企業・団体等で独自に従業員等の出会いや交流を応援する取組み 取組み内容をご記入ください。</p>
<p>(2) 出会いの機会提供団体 取組内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 広く一般市民を募る交流会、食事会、旅行、体験活動、マナーアップ講座など出会いイベントの企画・開催</p> <p><input type="checkbox"/> 企業間をつなぐ交流会、研修会など出会いイベントの企画・開催</p>
<p>(3) 静岡市結婚支援事業 協力団体 取組内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 静岡市の結婚支援事業のHPのリンクやチラシの配布等による広報</p> <p><input type="checkbox"/> 静岡市の婚活イベントやセミナー等への人、物、場所等の提供</p> <p><input type="checkbox"/> 結婚届を提出する人が記念写真を撮るフォトスポットのデザインや構築</p> <p><input type="checkbox"/> カップルを対象とした自社サービスの提供 ご提供いただけるサービスをご記入ください。</p> <p>(例) 静岡市のスマイル補助金のチラシを店頭に置くことができます。</p> <p>(例) 静岡市の婚活イベントにファッションアドバイザー講師として協力できます。</p> <p>(例) 婚姻届を提出したカップルが静岡市のフォトスポットで撮った写真を提示すると自社製品を5%割引します。</p>

※企業・団体等の概要や業種に関する資料（定款、パンフレット等）を添付して下さい。

(様式第2号)

静岡市企業婚活サポーター一辞退届

申出日： 年 月 日

企業・団体・ 個人事業主名		
所在地		〒
連絡担当者	部 署	
	役職・氏名	(役職) (氏名)
	連絡先	TEL FAX
	E-mail	
辞退理由		<input type="checkbox"/> 財政的負担が大きいため <input type="checkbox"/> 人的負担が大きいため <input type="checkbox"/> 企業・団体・個人事業主の経営方針の変更のため <input type="checkbox"/> その他 理由をご記入ください。 ()

(様式第3号)

出合いのイベント実施計画書

提出日： 年 月 日

静岡市子ども未来局 青少年育成課長 宛て

団体名
代表者氏名
担当者氏名

次のとおり出合いイベントを開催したいので届け出ます。

項目	内容	HP等 掲載項目
イベント名称		○
サブタイトル (※任意記載)		○
イベント説明文		○
開催日	年 月 日 (曜日)	○
時間	(開始時間) : ~ (終了時間) : (受付開始) : ~	○
会場		○
内容	※イベントの進行スケジュール等を記載してください。	○
参加資格	※参加対象となる独身男女の年齢等を記載してください。 例) ○○歳以上○○歳以下の独身男女	○
参加費	※参加費はできるだけ男女同額としてください。 円	○
募集人数	 名 (男女とも 名)	○
応募方法	※イベント情報を掲載したホームページURLや申込み先となる主催団体名、電話番号等を記載してください。	○
問合せ先	※申込み先団体名、電話番号等と重複する場合も、記載してください。	○
「旅行」に関する問合せ先	※バスツアー等の旅行業法に該当する場合は、「旅行」に関する問合せ先も記載してください。	○
キャンセルに関する事項	年 月 日 (曜日) 以降 キャンセル料 円	○
申込締切・抽選日	申込締切： 年 月 日 (曜日) 抽選日： 年 月 日 (曜日)	○
備考欄(※任意記載)		○

(チェックして下さい)

実施要領第10項各号を遵守の上、イベントを実施します。

(様式第4号)

出合いのイベント実施報告書

提出日： 年 月 日

静岡県子ども未来局青少年育成課 宛て

団体名
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

出合いイベントの実施結果について、下記のとおり報告します。

項目	内容
イベント名称	
当日の実施体制	※受付、司会、進行などのどのような体制で実施したかご記載下さい。
日時	年 月 日 () : ~ :
場 所 (会場)	
実施内容 (具体的に)	
募集人数	男性： 人 女性： 人
応募者数	男性： 人 女性： 人
参加者数	男性： 人 女性： 人
参加費	円
カップル成立数 (セミナーのみは不要)	組
実施事業の評価	※実施して良かった点、改善すべき点など気付いた点を記載してください。

登録できない企業・団体（別表1）

法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
各種法令に違反している事業者
静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡県条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
消費者金融又は事業者金融を営む事業者
利殖を目的とした投資又は投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
たばこ（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）を販売する事業者又はこれに類する業種
興信所・探偵事務所等
占い、運勢判断に関する業種
ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第2条に規定するギャンブル等に関する業種（公営競技を除く。）
法律の定めのない医療類似行為を行う事業者